

## 2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

|   |                           |   |                                      |
|---|---------------------------|---|--------------------------------------|
| 譲渡損失の生じた年分  | 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額 | 本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※1)                              | 本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額     |
| 本年の3年前分<br>(平成__年分)                                   | ㉔前年分の付表の②欄の金額) 円          | ㉕上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く(部分) 円<br>㉖(分離課税配当所得等金額から差し引く(部分)) | (本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。) |
| 本年の2年前分<br>(平成__年分)                                   | ㉗前年分の付表の②欄の金額)            | ㉘上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く(部分)<br>㉙(分離課税配当所得等金額から差し引く(部分))   | ㉚ (㉕ - ㉖ - ㉘) 円<br>㉛ 9               |
| 本年の前年分<br>(平成__年分)                                    | ㉜前年分の付表の②欄の金額)            | ㉝上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く(部分)<br>㉞(分離課税配当所得等金額から差し引く(部分))   | ㉟ (㉕ - ㉖ - ㉘) 円<br>㊱ 10              |
| 本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (㉚+㉛+㉜) | ⑨                         | 計算明細書の「上場株式等」の⑥へ  |                                      |
| 本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (㉚+㉛+㉜)      | ⑩                         | 申告書第三表へ   |                                      |
| 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (㉚+㉛+㉜)                    | ⑪                         | 申告書第三表へ(※2)   | ㊲ 11 432656 円                        |

(注) その年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。  
①面の⑤欄及び②面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等に売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額を)

※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の⑪欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「㉖本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

## 3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

- 「㉖本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

|  |   |         |   |
|--|---|---------|---|
| 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※)<br>(㉚-⑩) | ⑫ | 申告書第三表へ | 円 |
|--|---|---------|---|

※ ⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の㉚欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。